

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市条例第48号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年常滑市条例第11号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (期末手当) 第9条 略 <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間（以下「算定期間」という。）におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | (期末手当) 第9条 略 <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間（以下「算定期間」という。）におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(費用弁償)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>常滑市職員等の旅費に関する条例（令和7年常滑市条例第44号）</u>に規定する市長等の旅費相当額とし、その支給方法は、<u>同条例の規定の例</u>による。</p> | <p>(費用弁償)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>常滑市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和29年常滑市条例第15号）</u>に規定する市長の旅費相当額を支給する。</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については一般職の職員に支給する旅費の例</u>による。</p> |
| <p>(期末手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間（以下「算定期間」という。）におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間（以下「算定期間」という。）におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。
(経過措置)
- 4 第2条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条第2項の規定は、第2条の規定の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。